

01035

鳥取縣公報

告示

昭和二十三年九月二十四日
第十九百四十六號 金曜日

◆鳥取縣告示第四百六十三號

木材業者及び製材業者登録規則第四條により次のように
木材業製材業の登録をした。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百六十二號

兒童福祉法第七十條により兒童福祉施設として次のように
に認可した。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別
の組織
助產
施設
私立
兒童福祉施設

経営主体
施設の長
氏名
鳥取産院
古河善錄

所在地
三郷坑木株式会社
米子出張所

定員
一五
三八〇番地

住 所 氏 名

木材業
製材業

材種 登録番号 年月 日

營業所工場の位置
同 住所に同じ

鳥取市栗谷町一〇ノ一
米子市加茂町二丁目六
鳥取市栗谷町一〇ノ一
米子市加茂町二丁目六

満蒙引揚者厚生組合 同

木材業
製材業

鳥取縣受林
第二六三二号

昭和二
三年九

月六日

米子市博労町
三丁目一五九

米子市博労町
三丁目一五九

01036

日野郡日野上村宮内六六八 株式会社入澤林業 同 同
島根縣能義郡島田村黒井田七 煙山 博 同 同
米子市東町八七 桜田徳之助 同 同
同角盤町一丁目一二一 永海 齊 同 同
西伯郡境町濱の町六〇 大澤章二 同 同
同光德村倉谷五一 倉谷農業作業共同組 同
合代表者林原長兵衛 同 同
同境町濱ノ町六〇 大澤章二 同 同
神戸市灘区都通五丁目一七 下村祐三 同 同
日野郡石見村下石見八三八 相見松太郎 同 同
八頭郡智頭町智頭二〇七〇 木綿屋木材株式会社 同 同
同用瀬町別府二八〇 株式会社岸田商店 同 同
東伯郡倉吉町東町四四〇ノ三 日新林業株式会社 同 同
同倉吉町瀬崎町二、〇四〇 桑原義則 同 同
同東町四四〇ノ三 日新林業株式会社 製材業 一般製材 同
同越中町一、五六七 共榮木材工業株式会社 同 同
八頭郡智頭町智頭二〇七〇 木綿屋木材株式会社 同 同
同散岐村佐貫一、二七一 中山時雄 木業 同
同 東伯郡竹田村下西谷四二八 同
同 東伯郡竹田村下西谷四二八 同
同二六四二号 同 住所に同じ
同二六四三号 同 同
同二六四四号 同 同
同二六四五号 同 同
同二六四六号 同 住所に同じ
同二六四七号 同 東伯郡竹田村下西谷四二八
同二六四八号 同 同 小鴨村岡田一六ノ一
同二六四九号 同 同上二、〇九〇
同二六五〇号 同 住所に同じ

01037

◆鳥取縣告示第四百六十四號

東伯地方事務所管内において縣稅検査章を次の通り交付した。

昭和二十三年九月二十四日

区分	番号	交付年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢	一六一	昭和二十三年九月十六日	東伯郡高城村役場	書記	杉本 稔

同

規模

建築面積 四九、七五四平方米

許可條件

突出する部分 二八、八四八同

一、この建築物の存續期間は都市計画事業美施までとする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を他人に譲渡したる場合は十日以内に届出でること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

◆鳥取縣告示第四百六十五號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のようて仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建築主の住所氏名

米子市車尾字倉敷二五六番地

西 山 きよゑ

建築物の位置

米子市車尾字倉敷二五六番地

同 用途

住宅

同 構造

木造

瓦葺

平家建

昭和二十三年九月十一日九月定例縣議会の議決を経た昭和二十三年度鳥取縣歲入歳出予算は次の通りである。

昭和二十三年九月二十四日

昭和二十三年九月二十四日

昭和二十三年九月二十四日

◆鳥取縣告示第四百六十六號

昭和二十三年九月十一日九月定例縣議会の議決を経た昭和二十三年度鳥取縣歲入歳出予算は次の通りである。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建築主の住所氏名

米子市車尾字倉敷二五六番地

同 用途

住宅

同 構造

木造

瓦葺

平家建

款項 予算額
1 縣税 2,574,070
1. 獨立税 500,000
3 地方配付税 2,074,070
戴田 政幸 金森 武夫 同 同

歳入合計 成 出
5 教育費 170,000
26 教育委員会設置運営費 170,000
14 選舉費 2,404,070
威田合計 2,574,070

◇鳥取縣告示第四百六十七號
農林水產業調査員を次のように任免した。
昭和二十三年九月二十四日
鳥取縣知事 西 尾 愛 浩
新任者 解任者 職務執行の区域 任免年月日

鶴田 榎重 稲垣 清治 岩美郡津ノ井村 昭和二十三年八月一日
同 同

上田 忠藏 多内 忠藏 同 同	木島 孝明 橋本 梅藏 同 同
村上 澄男 森本 悟 同	武田 宏 森下 忠昭 同
谷本 則正 森内 正明 氣高郡神戸村 同七月三十一日	山下 政美 尾崎 勳夫 同
新 竹茂 山田 雄一 同	猪口 実 猪口 忠弘 同
小林 寛 小山 昇 同	有田 寛治 有田 博滿 同
北山 平吾 有田 儀正 同	坂口仁一郎 坂口傳三郎 同
德永健佐男 德永 忠 氣高郡明治村 同八月二十五日	加藤 篤正 武安 清 同
松浦 保榮 谷口 友藏 同	同
坂口仁一郎 坂口傳三郎 同	同

民井 一郎 稲村 勇造 同 同	椎本 駿 那須 健一 同 同
加藤 寿隆 新設区 同	杉永 勇 新設区 同
小松宇太郎 河原 仙藏 同 東郷村 同八月七日	大田 勝晴 牧田 一郎 同 小鷹村 同一日
内田 正男 小谷 政一 同	渡辺 典 井澤 賢 同
株本 猛夫 谷口 秀治 同	中村 照実 中野 元位 同
山本 一 山本 義雄 同	岡本 勇 福澤 昇 同
山中 喜久雄 德安 惠治 同末恒村 同十二日	西村 忠雄 白水喜代藏 同
竹本 賴夫 森井源太郎 同	前田 勉 石村 兼孝 同
小柴 末治 安治 驚 同	宜 敏雄 德田憲太郎 同
田中 弘 麻木 善一 同	伊東 公 伊東 吉範 同
山中 重夫 三谷 正二 同寶木村 同六日	東 浩 佃 孝行 同
恩田伊佐男 石井 重雄 同勝谷村 同一日	河本 好雄 越野壽太郎 同下北條村 同
田村 駿 新設区 同	坂本 和夫 山根 文吉 同
石田 久雄 福井 澄 東伯郡舍人村 同七月二十日	田辺 駿 山崎 舒雄 同大誠村 同七月二十五日
楠 豊 谷賀鶴太郎 同	陶山 伸吉 井上 正典 同
下田 一雄 池口 幸吉 同	角 積 富田 励一 西伯郡淀江町 同二十九日
入江 政美 田中 久一 同以西村 同八月九日	佐々木安祥 田内 常稔 同彦名村 同二十日

右は昭和 年度鳥取縣アジゴラ種兔場に指定されたことを証する。

年 月 日

鳥 取 縣 國

◇鳥取縣告示第四百七十號

國民健康保険組合の事業を行つてゐた次の法人に対し組合事業の代行廃止を許可した。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業会の事業代行廃止

(一) 1、事業を廃止した法人名及び所在地

法人名 旭村農業会

所在地 東伯郡旭村大字本泉三七一番地

2、廃止許可の年月日 昭和二十三年 月 日

所在 地 東伯郡古布庄村三六五番地

2、廃止許可の年月日 昭和二十三年 月 日

正誤

◇鳥取縣告示第四百七十一號
國民健康保険組合の事業を行う次の法人に対し組合代行事業を許可した。

昭和二十三年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業協同組合の事業代行

1、設立した代行法人の名称及び事務所の所在地

代行法人の名称 旭村農業協同組合

事務所の所在地 東伯郡旭村大字本泉三七一番地

2、事業代行許可の年月日 昭和二十三年 月 日

昭和二十三年九月七日鳥取縣公報第一九四一號發行鳥取縣告示第四百二十七號中第一最低生活費の基準は左による。(一)居宅扶助の場合の月額表中二人の欄「一、五〇三円」を「一、五〇五円」に、七人の欄「三、一四〇円」を「三、一七四〇円」に、第二生活扶助のため支出し得る費用は左による。(一)「居宅扶助の月額を」「居宅扶助の場合の月額」に、同上表中「四三五円」を「四五円」に、同上(三)三行目「範圍内について知事の」を「範圍内については知事の」に、同上備考三行目「増減のある日にあては」を「増減のある月においては」に、第三醫療のため支出する費用は左による項中三行目「組合の事業を」を「組合又は國民健康保険組合の事業を」に正誤する。

昭和二十三年九月二十四日
鳥取縣公報

鳥取縣公報 (農業会の事業代行)
行 鳥 取 縣 公 報